# 白岡市立西小学校 いじめ防止基本方針

平成30年度

# 西小学校いじめナシ!宣言

- 1. 私たちは、思いやりの心をもちます。
- 2. 私たちは、「イヤだからやめて」と、自分の気持ちを伝えます。
- 3. 私たちは、暴力をふるったり、かげ口を言ったりしません。
- 4. 私たちは、いじめている人を見たら、「やめなよ」と止めます。
- 5. 私たちは、いじめられている人に、手をさしのべます。

## Ⅰ いじめの定義と基本的な考え方

## (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童らと一定の人間関係にある他の児童らが行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童らが心身の苦痛を感じているものと定義する。(いじめ防止対策推進法第2条より)

## (2)いじめに対する基本的な考え方

すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」「児童の気持ちを温かく受け止め、立場を大切にする」との共通認識に立ち、「いじめは、特定の児童に対して身体的・心理的な苦痛を与え続ける重大な人権侵害であり、決して許すことのできない犯罪行為である」と考える。

本校においては、家庭・地域社会・関係諸機関と連携し、いじめの未然防止及び早期発見・適切な対応のため、いじめ防止基本方針を定める。いじめの基本認識は、下記の通りである。

- ①日々の生活の充実こそがいじめ防止の最善策である。
- ②いじめ防止は一人一人の意識改革から。
- ③いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ④いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導に徹する。
- ⑤いじめ問題に対しては、全校をあげて組織的な対応をする。

# || いじめ防止対策の組織

#### (1)組織

#### いじめ防止対策委員会(第22条) \*いじめ防止対策委員会は、 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、 校長の判断で設置・開催 当該学級担任、養護教諭 児童相談所 (校長の招集により、必要に応じて) 教育委員会 学校評議員、PTA役員、その他 警 察 その他関係諸機関 生徒指導委員会(校内いじめ防止対策委員会) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任・副主任 \* 校内いじめ防止対策委員会は 生徒指導委員会と同時開催 |児童||学級担任||相談員|| PTA 保護者 地域等 (月1回常設)

## **III いじめ未然防止のための取組**

いじめを防止するためには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にいじめ未然防止の取組を行うことが有効な対策である。また、児童一人一人の自尊感情を育み、人権感覚を養い、「いじめは、人間として絶対に許されない」という雰囲気の醸成をしていくことが必要である。

## (1)わかる授業づくり(教科指導の充実)

- 基礎的、基本的学習事項の徹底習得。
- 伝え合う活動の場面設定(言語活動の充実)。
- ・授業評価のフィードバックを通して成就感、達成感、充実感が持てる授業実践。

## (2)学習規律の徹底

- ・授業終始時の挨拶。
- ・着座時の正しい姿勢保持。
- ・発言、発表の仕方及び聞き方。

## (3) 自己有用感を高め、自尊感情を育む学級集団の形成

- ・学級活動、話し合い活動の充実。
- ・居がいのある学級づくり。
- ・児童間、児童と教師の絆づくり。
- ・「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」「白岡市小中学校いじめ防止のための 基本方針」の理解を深める教職員研修の実施。

## (4)体験活動の充実

- 多様な自然体験活動の設定。
- ・計画的、系統的なな社会体験活動の設定。
- ・機会を捉えた学校間交流の推進とキャリア教育の推進。

## (5)児童による自治活動の充実

- ・児童の主体的な児童会活動、委員会活動の運営。
- ・校内ボランティア活動の充実。

## (6)人権教育、道徳教育の推進

- ・生命尊重の精神と人権感覚の育成。
- ・いじめ防止の基盤となる人権意識の高揚。
- 道徳的判断力の向上。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という雰囲気の醸成。
- ・校内「いじめなし宣言」を基にした話し合い活動の充実。

## (7)保護者、地域の方への積極的な働きかけ

- ・学校だより、学級通信、HP、授業参観、学級懇談会等での啓発。
- ・PTAの各種会議、応援団会議等における情報提供と意見交換。
- ・インターネットやメール等、利用時のルールやモラルの啓発と研修。
- ・いじめ防止ネットワークの構築と白岡市いじめ問題対策連絡協議会等との連携、ネットパトロール活動の推進。

## IV いじめ早期発見のための取組

いじめ早期発見の基本は、児童の些細な行動の変化に周りが気づくことであり、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の行動等に気を配り、小さないじめを見逃さない、いじめを見抜く目を養うことが重要になる。さらには定期的な面談や各種の調査を行い、結果分析に基づいた効果的な対応や検証を行うことが必要である。

## (1)1日を通した児童観察(声、表情、児童間のやりとり等)

- ・朝の会、帰りの会での様子。
- 健康観察、保健室等での様子。
- ・業間、休み時間、昼休みの交友関係の観察。
- ・授業中の行動観察。
- ・子どもと親の相談員との連携・情報共有

## (2)個人面談(児童及び保護者)の実施

- ・各学期の教育相談日の設定(6月、9月、10月、2月)。
- ・個人教育相談の実施(11月の1週間)

## (3)いじめアンケートの実施

・各学期1回のいじめアンケートの実施及び早期対応。

## (4)校内いじめ防止対策委員会(月1回開催)

- ・校内いじめ防止対策委員会での情報交換。
- ・いじめアンケート結果の分析と評価。

#### (5)早期発見のための情報共有ネットワークづくり

- ・PTA、学校応援団、おやじの会等との情報共有。
- ネットパトロールボランティアの依頼。
- ・学校だより、ホームページ等を活用した家庭、地域への情報発信。

# V いじめへの組織的な対応(いじめに対する措置)

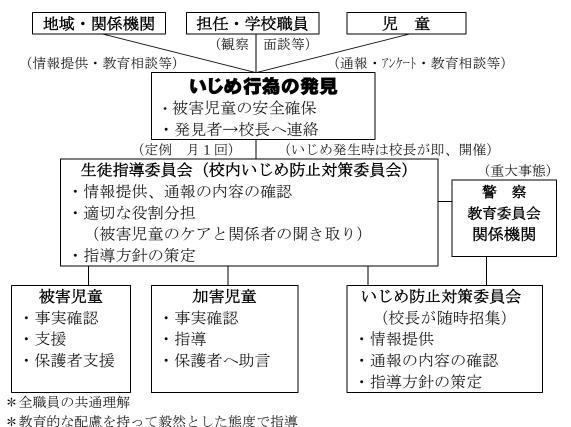
いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、生徒指導委員会(校内いじめ防止対策委員会)を中心に、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導、保護者への助言等、当該いじめ問題の解消までを組織的に行う。また、深刻ないじめの発生に際して、校長がいじめ対策委員会を招集し、情報の共有等、指導方針をたて、深刻ないじめの解消を図る。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、白岡市教育委員会、警察署等の関係機関と相談、連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのある場合、速やかに警察署に通報、援助を求める。

#### (1)いじめ問題への対処の流れ

#### 【具体的ないじめの熊様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。 (文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」より。)



## (2)留意事項

- ・組織的な対応を可能にするため、平素より全職員による共通理解と情報の共有を図る。
- ・いじめ問題についての職員研修を年間1回以上行う。
- ・教職員がいじめ防止に適切に取り組めるよう、校務分掌の適正化と校務の効率化に努 める。
- ・各種学校評価、アンケート等の結果をふまえ、いじめ問題への取組及び対応の改善を 図る。
- ・保護者、地域にいじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより 等を通じて密接な連携を図る。
- ・いじめに対する学校基本方針及びいじめに関する適切な学校情報の開示を積極的に行
- ・いじめ解消後、いじめ再発を防ぐ加害児童への対応(指導と援助)を確実に行う。

## VI 重大事態への対応

- (1)重大事態の定義(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
- 1 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該 調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の 事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の 規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行う ものとする。(いじめ防止対策推進法より。)
  - ○「生命、心身又は財産に重大な被害」の判断についてのケース (例)
    - ・児童が自殺を企図した場合。
    - ・身体に重大な傷害を負った場合。
    - ・金品等に重大な被害を被った場合。
    - 精神性の疾患を発症した場合。
  - ○「相当の期間」については、年間30日を目安とする。
  - ○児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

#### (2)重大事態への対応

- ○重大事態発生時は速やかにその旨を自岡市教育委員会に報告。
- ○白岡市教育委員会と協議の上、重大事態に対応する組織(いじめ防止対策委員会)を 設置する。
- ○事実関係を明確にするための調査の実施(事実に向き合う)。
  - ・いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、当該児童及び事実関係について 情報提供してくれた児童の保護を最優先にした調査を実施する。
  - ・いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意 見を十分に聴取する。
- ○いじめを受けた児童とその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ○希望に応じて、いじめを受けた児童とその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

# VII いじめ対策年間指導計画

YII	いしの対東平向指令記		<b>石井之体・ヘイギ</b>
	職員の活動	指導内容(児童の活動)	保護者等への活動
	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	○学級開きと学級のルールづくり	〇基本方針の周知と組織及び
4	と共通理解	【学級活動】	取組の説明
月	〇基本方針に沿った具体的な	〇縦割り活動と委員会活動の開始	【いじめ防止対策委員会】
	対応の検討及び児童につい	【特別活動】	〇いじめ対策についての説明と
	ての情報交換	〇いじめアンケート	啓発
	【生徒指導委員会】		【PTA総会·学級懇談会】
	〇月1回の生徒指導委員会の	○学期1回のいじめアンケート	〇いじめ防止対策委員会
	開催(情報交換)	〇学校行事・校外学習を通した人	(随時開催)
	〇職員会議での情報交換	間関係づくり	○「学校応援団」及び「おやじの
1	〇職員自己評価の実施	〇学校ファーム等の体験活動	会」への啓発
学	〇生徒指導に関する校内研修	〇青空ランチ給食	○学校だより、学級通信による
期	の実施	〇生命尊重と人権意識に関わる道	情報の発信
	○教科指導・授業規律の徹底に	·	OPTA役員会、学級懇談会等で
	関する校内研究の実施	〇委員会活動	の情報交換
	〇キャリア教育の推進	〇大山小との学校間交流	○ネットパトロール活動
		〇校内ボランティア	〇保護者対象の教育相談実施
		〇いじめナシ宣言	
		○あいさつ運動	
	〇月1回の生徒指導委員会の	〇学期1回のいじめアンケート	〇いじめ防止対策委員会
	開催(情報交換)	〇学校行事・校外学習を通した人	(随時開催)
	〇職員会議での情報交換	間関係づくり	○「学校応援団」及び「おやじの
	〇運動会等の各種学校行事	〇青空ランチ給食	会」への啓発
2	○教科指導・授業規律の徹底に	〇サツマイモ等の収穫	○学校だより、学級通信による
学	関する校内研究の実施	〇生命尊重と人権意識に関わる道	情報の発信
期	〇キャリア教育の推進	· 徳授業	OPTA役員会、学級懇談会等で
	〇職員自己評価(中間申告)	〇委員会活動	の情報交換
	○学校評価の実施	〇校内ボランティア	○ネットパトロ−ル活動
	○学警連での情報交換(職員)	〇あいさつ運動	〇保護者対象の教育相談実施
		〇大山小との学校間交流	○学警連での情報交換
		○保幼小連携	(PTA役員)
	〇職員自己評価の実施(評価)	〇学期1回のいじめアンケート	〇いじめ防止対策委員会
	〇月1回の生徒指導委員会の	〇薬物乱用防止教室	(随時開催)
3	開催(情報交換)	〇人権教室	○学校だより、学級通信による
学	〇職員会議での情報交換	〇生命尊重と人権意識に関わる道	情報の発信
期	〇卒業式等の各種学校行事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	OPTA役員会、学級懇談会等で
	○教科指導・授業規律の徹底に	〇委員会活動	の情報交換
	関する校内研究の実施	〇校内ボランティア	〇保護者アンケート
		〇青空ランチ給食	〇ネットパトロール活動
		○感謝の会等、集会活動の実施	
		し心的マムケ、木ム川均ツ大心	